

## リトーレパークゴルフ場指定管理者募集要項

奥尻町はリトーレパークゴルフ場（以下、「パークゴルフ場」という。）を効果的かつ効率的に管理するため、奥尻町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年奥尻町条例第16号。「以下指定管理者条例」という。）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。）第4条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をうけようとする法人その他の団体（以下、「団体」という。）を公募します。

### 1 公募の概要

#### (1) 管理運営の基本的な考え方

町民の心身の健全なる発達とスポーツ及び高齢者の健康増進あわせて住民・観光レクリエーションの振興を図るという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。

- ① 利用者に対し、清潔、安全及び快適な環境を提供すること。
- ② 個人情報の保護を徹底すること。
- ③ 効率的な施設運営を行うこと。
- ④ 経費の削減に努めること。
- ⑤ 利用者の要望を把握しながら全体の利益を考慮し、適切に管理運営業務に反映させること
- ⑥ 利用団体と良好な関係を維持しながら管理運営を行うこと。

#### (2) 公募のスケジュール

①募集要項等の配布	令和7年5月23日～令和7年5月30日
②現地・募集要項説明会	令和7年5月23日
③申請関係書類の受付期間	令和7年5月23日～令和7年5月30日
④選定委員会の開催	令和7年6月 3日
⑤選定結果の通知	令和7年6月 4日
⑥指定管理者の指定の議決	令和7年6月18日
⑦指定管理者の協定の締結	令和7年6月 下旬
⑧指定管理者の管理開始	令和7年7月 月上旬

## (2) 公募する施設

1. 施設名称 リトーレパークゴルフ場  
※「離島の里」を「リトーレ」にカナで表現。
2. 施設所在 奥尻郡奥尻町字湯浜 北追岬公園内
3. 敷地面積 約 20,000 平米(町有地)
5. 施設内容 イン(ノンノ)コース9ホール・アウト(レイラ)コース9ホール  
※ノンノはアイヌ語で花。レイラはアイヌ語で風という意味
5. 造成年 平成23年

## 2 利用期間及び利用時間

リトーレパークゴルフ場の利用期間は、毎年4月中旬から11月中旬までのうち、町長が定める期間とします。

利用時間は、午前6時から午後8時までのうち、町長が定める時間とします。

## 3 申請資格

### (1) 申請の資格条件

- ① 施設管理運營業務が可能な法人及び団体であること
- ② 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有すること
- ③ 指定管理の開始する日まで奥尻町内に事業所等（本店・支店）を有する法人又は団体であること

### (2) 団体又は代表者が次の者に該当しないこと

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同行を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- ⑧ 国税及び地方税（町税含む）を滞納していないこと

#### 4 申請の手続き

##### (1) 提出書類（正本1部、副本1部）

- ① 指定管理者指定申請書 第1号様式
- ② 申込み資格を有していることを証する書類
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
  - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
  - エ 申請資格に関する申立書 第2号様式
  - オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）
- ③ 管理を行う公の施設の事業計画書
- ④ 管理に係る収支計画書
- ⑤ 当該団体の経営状況を証明する書類
  - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
  - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
  - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

##### (2) 注意事項等

- ①必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ②提出された書類は、返却いたしません。
- ③申請に要する経費等については、すべて申請者の負担とします。
- ④申請書類等の内容に虚偽又は不正があつたときは失格とします。

##### (3) 提出先

奥尻町産業振興課 商工観光係

奥尻郡奥尻町字奥尻428番地2 電話01397-2-3406

##### (4) 提出期間

令和7年5月23日から令和7年5月30日まで

## 5 管理の基準

施設の管理及び運営については、「リトールパークゴルフ場設置及び管理等に関する条例」、「奥尻町情報公開条例」、「奥尻町個人情報保護条例」その他関連する条例等を遵守すること。

## 6 指定管理者が行う業務

- (1) パークゴルフ場の利用許可に関する業務
- (2) パークゴルフ場の維持及び管理に関する業務

## 7 指定の期間

令和7年6月下旬～令和8年3月31日

## 8 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。よって、指定管理者は施設の利用料金を指定管理者の収入として収受し、施設の管理運営に係る収支について、責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

## 9 指定管理料

指定管理料については、町予算内で決定するものとし、額の決定は指定管理者が応募に際し、収支計画書に記載された管理運営経費の額を基本として、奥尻町と指定管理者が締結する協定書により決定します。

## 10 再委託

指定管理者は、町長の承諾を得た場合に限り、指定管理者の責任において一部の業務（清掃・設備保守管理等）を第三者に委託することができます。

## 11 事業報告、調査、指示、監査等

### (1) 事業報告、調査、指示

指定管理者は、管理業務の実施状況に関して年度終了ごとに報告書を作成し、町長へ提出するものとします。

また、町長は、必要に応じて報告を求め又は調査を行い、指示を行うことができるものとします。

指定管理者は、町長から指示があった場合には、速やかに改善を行わなければなりません。

## (2) 町監査委員の監査

町長が要求するとき、又は監査委員が必要と認めるとき、指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納関連の事務について、町の監査委員の監査対象となります。

この監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を行わなければなりません。

### 1.2 協定の締結

町長と指定管理者は、本事業の実施に必要な事項のうち、指定管理者条例又は指定管理者条例施行規則に定めのない細目的事項について協議し、協定を締結します。

### 1.3 情報公開

申請団体の団体名、提出書類、選定結果に関する書類は、奥尻町情報公開条例に基づく情報公開の対象であり、原則として公開となります。これらの書類のうち団体の正当な利益を害する恐れがある部分等については、非公開とします。

### 1.4 指定管理者の指定の期間

指定管理者の期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとします。

ただし、町長は、公の施設の管理の適正を期すため行った指示に指定管理者が従わなかったとき、その指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

## 1.5 選定の方法

選定委員会を設置し、提出された事業計画書等について書類審査を行い、選定基準に照らし採点方式により点数が高い順に指定管理者の候補として選定します。

### (1) 選定基準及び配点

審査における選定基準及び配点は、以下のとおりとする。

#### [選定基準及び配点]

選 定 基 準		配 点
1	利用者の平等な利用を確保し、利用者が施設を使用することについて不正な差別的取り扱いをしないものであること。	30点
2	事業計画の内容が、現所のサービスを下回らず、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (利用者へのサービス向上に関わる取り組み、自主事業の計画)	30点
3	業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること (団体の組織及び財務状況、従事者の配置及び勤務時間、運営の継続性)	30点
4	収支計画書の内容が、施設の管理経営の経費削減が図られるものであること (経費の効率化への取り組み、町が支払う管理費用の見込みの妥当性、利用料金の収入見込みの妥当性)	30点

## 1.6 その他

(1) 指定管理者の指定の決定は、議会において指定管理者の指定が議決された後となることから、指定管理者は、指定後から協定発行までの期間に事務引継ぎ、各業務の習得等を行うこととします。なお、協定締結日以前において事務引継ぎ等に要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、あるいは、利用者に被害が及んだ場合は、その損害の全部又は一部について賠償していただくこととなります。このため、指定管理者は、予め損害を担保するために損害保険に加入することとします。

## 1.7 問い合わせ先

奥尻町役場 産業振興課 商工観光係

〒043-1498 奥尻郡奥尻町字奥尻428番地2

TEL 01397-2-3406 FAX 01397-2-3139

E-mail kanko@town.okushiri.lg.jp

